

<p style="text-align: center;">国家外汇管理局综合司关于完善银行内保外贷外汇管理的通知 汇综发[2017]108号</p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局，各中资银行：</p> <p>近年来，银行内保外贷业务平稳发展，为支持“走出去”企业充分利用“两个市场、两种资源”，促进实体经济发展发挥了重要作用。为了引导内保外贷业务健康有序发展，更好地支持真实合规的对外贸易投资活动，根据《国家外汇管理局关于发布〈跨境担保外汇管理规定〉的通知》（汇发[2014]29号，以下简称29号文）及其他有关法规，现就完善银行内保外贷业务外汇管理有关问题通知如下：</p> <p>一、 银行办理内保外贷业务时，应严格审核债务人主体资格的真实合规性，并留存相关审核材料备查。如果债务人为境内居民直接或间接控制的境外机构，银行应重点审核其是否符合境外投资相关管理规定。</p> <p>二、 银行办理内保外贷业务时，应依据境内外相关法律法规，按照展业原则要求，加强对担保项下资金用途和相关交易背景真实合规性审核。</p> <p>（一）内保外贷项下资金应用于债务人正常经营范围内的相关支出，不得用于支持债务人从事正常业务范围以外的相关交易，不得构造交易背景进行套利或进行其他形式的投机性交易。</p> <p>（二）未经国家外汇管理局批准，内保外</p>	<p style="text-align: center;">国家外貨管理局綜合司：銀行の内保外貸の外貨管理完備に関する通知 匯綜發[2017]108号</p> <p>国家外貨管理局各省・自治区・直辖市分局・外貨管理部、深圳・大連・青島・厦門・寧波市分局、各中資銀行：</p> <p>近年来、銀行の「内保外貸（国内保証・国外貸付）」業務は穩当に發展しており、「対外進出」企業が「2つの市場・2種類の資源（国内・国際市場および国内・国外資源のこと）」を十分に利用することを支持するため、実体經濟の發展促進に重大な役割を發揮してきた。内保外貸業務の健全かつ秩序立った發展を先導し、真実かつコンプライアンスに準拠した対外貿易投資活動をさらに適切に支持するため、《国家外貨管理局：〈クロスボーダー担保に係る外貨管理規定〉公布に関する通知》（匯發[2014]29号、以下「29号文書」）およびその他の関連法規に基づき、ここに銀行の内保外貸業務の外貨管理完備に関する問題について以下の通り通知する：</p> <p>一、 銀行は、内保外貸業務を取り扱う場合、債務者の主体資格の真実・コンプライアンス性を厳格に審査し、併せて関連審査資料を検査に備えて保存しなければならない。債務者が国内居住者から直接あるいは間接的に支配される国外機構である場合、銀行は、当該債務者が国外投資に関する管理規定に合致しているか否かを重点的に審査しなければならない。</p> <p>二、 銀行は、内保外貸業務を取り扱う場合、国内外の関連法律・法規に従い、業務展開原則の要求に基づき、担保項目の資金使途および関連取引の背景に対する真実・コンプライアンス性審査を強化しなければならない。</p> <p>（一）内保外貸項目の資金は、債務者の正常な經營範囲内の関連支出に用いなければならない。債務者の正常な業務範囲以外の関連取引への従事を支援するために用いてはならず、取引背景の構築によるサヤ取りあるいはその他の形式の投機的取引を行ってはならない。</p> <p>（二）国家外貨管理局の批准を経ずに、</p>
---	--

<p>貸項下資金不得直接或间接以证券投资方式调回境内使用。</p> <p>(三) 内保外贷项下资金如用于直接或间接获得对境外其他机构的股权(包括新设境外企业、并购境外企业和向境外企业增资)或债权,该投资行为应当符合国家关于境外投资的相关政策导向,并符合国内相关部门有关境外投资的规定。</p> <p>(四) 内保外贷项下担保责任为境外债务人债券发行项下还款义务时,境外债务人应由境内机构直接或间接持股。</p> <p>(五) 内保外贷项下担保责任为境外机构衍生交易项下支付义务时,境外债务人从事衍生交易应以止损保值为目的,符合其主营业务范围且经过适当授权。</p> <p>(六) 银行应加强内保外贷项下资金用途管理,以适当方式监督债务人按照其合同约定的用途使用内保外贷项下资金。</p> <p>三、 银行办理内保外贷业务时,应依据境内外相关法律法规,按照展业原则要求,切实加强对第一还款来源和担保履约可能性的审核,不得在明知或者应知担保履约义务确定发生的情况下签订跨境担保合同。银行可依据以下情形并兼顾合理商业原则判断担保合同是否具备明显的担保履约意图:</p> <p>(一) 签订担保合同时,债务人自身是否具备足够的清偿能力或可预期的还款资金来源。对于债务人预计的还款资金来源不明或者有明显瑕疵的,银行不得为其办理内保外贷业务;对于债务人虽有明确的还款资金来源但经营状况不良或负债率过高的,银行应</p>	<p>内保外貸項目の資金を直接あるいは間接的に証券投資方式により国内に戻し入れ、使用してはならない。</p> <p>(三) 内保外貸項目の資金を直接あるいは間接的に国外のその他の機構の持分(国外企業の新規設立・国外企業の合併買収および国外企業への増資を含む)あるいは債権の取得に用いる場合、当該投資行為は国家の国外投資に関する関連政策の指導方向に合致し、併せて国内の関連部門の国外投資に関する規定にも合致していなければならない。</p> <p>(四) 内保外貸項目の担保責任を国外債務者の債券発行項目における返済義務とする場合、国外債務者は国内機構に直接あるいは間接的に持分を保有されていなければならない。</p> <p>(五) 内保外貸項目の担保責任を国外機構のデリバティブ取引項目における支払義務とする場合、国外債務者が従事するデリバティブ取引は、損切り・ヘッジを目的としなければならない。その主營業務の範囲に適合かつ適当な授權を経ているなければならない。</p> <p>(六) 銀行は、内保外貸項目の資金使途の管理を強化し、適当な方式により債務者がその契約で約定した使途に基づき内保外貸項目の資金を使用するよう監督しなければならない。</p> <p>三、銀行は内保外貸業務を取り扱う場合、国内外の関連法律・法規に従い、業務展開原則の要求に基づき、返済原資および担保履行の可能性に対する審査を適切に強化しなければならない。担保履行義務が確実に発生することを知っているあるいは知っているべき状況において、クロスボーダー担保契約を締結してはならない。銀行は、以下の状況に基づき、かつ合理的なビジネス原則に配慮し、明らかな担保履行の意図があるかを判断することができる。</p> <p>(一) 担保契約の締結時、債務者自身が十分な返済能力あるいは予測可能な返済原資があるか。債務者が事前に計画した返済原資が不明あるいは明らかな瑕疵がある場合、銀行は当該債務者のために内保外貸業務を取り扱ってはならない;債務者に明確</p>
---	---

<p>谨慎为其办理内保外贷业务。</p> <p>(二) 主债务合同规定的融资条件与债务人声明的借款资金用途是否存在明显不符。</p> <p>(三) 担保当事各方是否存在通过担保履约提前偿还担保项下债务的意图。</p> <p>(四) 担保当事各方是否曾经以担保人、反担保人或债务人身份发生恶意担保履约或债务违约。</p> <p>四、银行办理内保外贷业务如接受反担保的，应切实审核相关押品来源是否符合行业主管部门规定、反担保资金来源是否合理合法、单一反担保人用于同类业务反担保的总规模是否与其财务状况相匹配等。</p> <p>五、内保外贷履约币种原则上应与担保合同币种一致。</p> <p>六、银行应在担保合同存续期间持续跟踪管理，建立内保外贷履约风险评估制度。银行对于自身提供的、主债务合同将于一年内到期的内保外贷业务，应按季度进行履约风险评估，评估发生履约的可能性并及时向所在地外汇分局(外汇管理部，以下简称分局)报告。</p> <p>七、《国家外汇管理局关于进一步推进外汇管理改革完善真实合规性审核的通知》(汇发[2017]3号)实施后银行新办理的内保外贷业务，如果发生担保项下主债务违约，银行应先使用自有资金履约，不得以反担保资金直接购汇履约；银行履约后造成本外币资金不匹配的，需经所在地分局备案后方可办理结售汇相关手续。</p>	<p>な返済原資があるが、経営状態が良好でないあるいは負債比率が過度に高い場合、銀行は当該債務者への内保外貸業務の取扱に慎重でなければならない。</p> <p>(二) 主債務契約で規定した融資条件と債務者が声明した借入資金の使途に明らかな不一致がないか。</p> <p>(三) 担保の各当事者に担保履行を通じた担保項目の債務の期日前返済の意図がないか。</p> <p>(四) 担保の各当事者がかつて担保人・反担保人(裏保証人)あるいは債務者の身分で悪意のある担保履行あるいは債務違約を起こしたことがないか。</p> <p>四、銀行が取り扱う内保外貸業務で反担保(裏保証)を受理する場合、関連担保品の出所が業種主管部門の規定に合致するか、反担保の原資が合理的かつ合法か、単一の反担保人が同類業務の反担保に用いた総規模がその財務状況に整合しているかなどを適切に審査しなければならない。</p> <p>五、内保外貸の履行通貨は、原則、担保契約の通貨の種類と一致していなければならない。</p> <p>六、銀行は、担保契約の存続期間において追跡管理を継続し、内保外貸の履行リスク評価制度を構築しなければならない。銀行は、自身で提供した・主債務契約の期限が一年以内に到来する内保外貸業務について、四半期毎に履行リスク評価を行い、履行発生の可能性を評価し、併せて適時所在地の外貨分局(外貨管理部、以下「分局」)に報告しなければならない。</p> <p>七、《国家外貨管理局：外貨管理改革のさらなる推進、真実・コンプライアンス性審査の完備に関する通知》(匯発[2017]3号)の実施後に銀行が新たに扱った内保外貸業務について、担保項目の主債務に違約が発生した場合、銀行が先に自己保有資金を使用して履行しなければならない；銀行の履行後、人民元および外貨資金のミスマッチが生じた場合、所在地の分局への備案後に両替関連手続を行わな</p>
---	---

<p>八、内保外貸业务发生担保履约的，最终成为对外债权人的境内担保人或反担保人，应当按规定办理对外债权登记。</p> <p>（一）企业作为担保人(或作为银行内保外贷业务的反担保人)发生担保履约的，履约额应纳入该企业境外放款额度登记和管理。</p> <p>（二）银行为企业办理内保外贷履约资金汇出时，应向企业出具提示函，提示其在担保履约之日起15个工作日内到所在地外汇局办理对外债权登记。</p> <p>（三）银行内保外贷履约后，如银行最终成为对外债权人，应按照29号文和《国家外汇管理局关于印发〈对外金融资产负债及交易统计制度〉的通知》(汇发[2016] 15号)的要求，及时报送相应的对外债权信息。如反担保企业最终成为对外债权人，银行应在进行反担保清收时，向其出具提示函，提示其在反担保清收之日起15个工作日内到所在地外汇局办理对外债权登记。</p> <p>九、银行应切实加强内保外贷业务数据报送的及时性和准确性，按照担保合同及主债务合同的条款向外管局资本项目信息系统如实报送。担保合同或主债务合同主要条款发生变更的，银行应及时准确报送变更后的相应信息。银行数据报送质量纳入银行执行外汇管理规定情况考核。</p> <p>十、境内机构违反本通知及相关规定办理内保外贷业务的，外汇局根据《中华人民共和国外汇管理条例》进行处罚。</p> <p>十一、本通知自发布之日起实施。以前外汇管理规定与本通知内容不一致的，以本</p>	<p>ければならない。</p> <p>八、内保外貸業務に担保履行が発生した場合、最終的に對外債権者となる国内担保人あるいは反担保人は、規定に基づき對外債権登記を行わなければならない。</p> <p>（一）企業が担保人となり（あるいは銀行の内保外貸業務の反担保人となり）担保履行が発生した場合、履行額は当該企業の国外貸付限度額の登記および管理に組み入れなければならない。</p> <p>（二）銀行は企業のために内保外貸の履行資金の送金を取り扱う場合、企業に提示レターを発行し、担保履行日より15営業日以内に所在地の外管局において對外債権登記を行うよう注意を促さなければならない。</p> <p>（三）銀行による内保外貸の履行後、銀行が最終的に對外債権者となる場合、29号文書および《国家外貨管理局：〈對外金融資産負債および取引統計制度〉印刷・公布に関する通知》（匯發[2016]15号）の要求に基づき、適時相応する對外債権情報を送信・報告しなければならない。反担保企業が最終的に對外債権者となる場合、銀行は反担保による全額回収を行う際、当該企業に提示レターを発行し、反担保による全額回収日より15営業日以内に所在地の外管局において對外債権登記を行うよう注意を促さなければならない。</p> <p>九、銀行は、内保外貸業務のデータ送信・報告の適時性および正確性を適切に強化し、担保契約および主債務契約の条項に基づき外管局の資本項目情報システムに事実通り送信・報告しなければならない。担保契約あるいは主債務契約の主要条項に変更が発生した場合、銀行は、適時・正確に変更後の相応する情報を送信・報告しなければならない。銀行のデータ送信・報告の質は、銀行の外貨管理規定執行状況審査に組み入れる。</p> <p>十、国内機構が本通知および関連規定に違反して内保外貸業務を行った場合、外管局が《中華人民共和国外貨管理条例》に基づき処罰する。</p> <p>十一、本通知は、公布日より実施する。以前の外管局の管理規定が本通知の内容と</p>
--	---

<p>通知規定为准。</p> <p>请各分局尽快将本通知转发至辖内中心支局、支局和辖内银行;各中资银行尽快将本通知转发至分支机构。执行中如遇问题,请及时向国家外汇管理局资本项目管理司反馈。</p> <p>特此通知。</p> <p>国家外汇管理局综合司 2017年11月24日</p>	<p>一致しない場合、本通知の規定に準じる。</p> <p>各分局には、本通知を管轄内の中心支局・支局および管轄内の銀行に早急に転送されたい;各中資銀行には、本通知を分支机构に早急に転送されたい。執行中に遭遇した問題は、適時、国家外貨管理局資本项目管理司にフィードバックされたい。</p> <p>特にここに通知する。</p> <p>国家外貨管理局綜合司 2017年11月24日</p>
---	--